常　任　委　員　会　報　告　書

民生文教常任委員会より、別紙のとおり報告書の提出があった。

令和 7 年 9 月 9 日

七飯町議会議長　木　下　　敏

委員会報告第１１号

民 生 文 教 常 任 委 員 会 報 告 書

令和７年６月５日第２回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 ７ 年 ８ 月２１日

七飯町議会議長　　木 下　　敏　　様

民生文教常任委員会
委 員 長　　平 松 俊 一

記

１．事件名

議案第３０号　七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

２．審査の経過

令和７年６月６日、２５日、７月２９日、８月２１日の４日間、委員会を開催し、子育て支援課長の出席を求めて審査を行った。

３．決定及び理由

（１）決　　定

原案可決

（２）理　　由

当委員会に付託された「七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）」は、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）」の施行に伴い、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設された。

乳児等通園支援事業は、０歳６か月から満３歳未満で保育所等に通所していない子どもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用することができる制度である。

乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から示された「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）」を踏まえ、当町においても児童福祉法第３４条の１６第１項の規定に基づき、この条例を制定するものである。

条例は、２８条の章立ての構成となっており、事業の基本方針を実現するため、条例の規定は、児童福祉法の理念に即した国の基準（内閣府令）のとおりとし、その概要は次のとおりである。

第１章　総則では、第１条　趣旨、第２条　定義、第３条　最低基準の目的等、第４条　最低基準と乳児等通園支援事業者について定めている。

第２章　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準では、第１節　通則において、第５条　乳児等通園支援事業者の一般原則、第６条　乳児等通園支援事業者と非常災害、第７条　安全計画の策定等、第８条　自動車を運行する場合の所在の確認、第９条　乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件、第１０条　乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等、第１１条　他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、第１２条　利用乳幼児を平等に取り扱う原則、第１３条　虐待等の防止、第１４条　衛生管理等、第１５条　食事の提供を行う場合に備える設備、第１６条　乳児等通園支援事業所内部の規定、第１７条　乳児等通園支援事業所に備える帳簿、第１８条　秘密保持等、第１９条　苦情への対応について定めている。

第２節　第２０条においては、乳児等通園支援事業の区分について定めている。

第３節　一般型乳児等通園支援事業においては、第２１条　設備の基準、第２２条　職員の基準、第２３条　乳児等通園支援の内容、第２４条　保護者と

の連絡について定めている。

第４節　余裕活用型乳児等通園支援事業においては、第２５条　設備及び職員の基準、第２６条　準用について定めている。

第３章　雑則では、第２７条　電磁的記録、第２８条　委任について定めている。

委員から、実施要綱作成についての質疑があり、担当課長より「七飯町乳児等通園支援事業実施要綱（案）」が提出され、要綱の概要についての説明を聴取し内容を確認した。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を精査したところ、七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、内閣府令で定める基準に従い条例制定するものであり、このことを踏まえ採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。